

筑西広域市町村圏事務組合「環境センター」

環境センターは、結城市、筑西市、桜川市で構成する筑西広域市町村圏事務組合のごみ処理施設として、3市の可燃・不燃ごみなどの一般廃棄物を処理しています。



- 処理料金**
- 一般家庭系ごみの処理料金・・・10kgにつき100円
 - 事業系ごみの処理料金・・・10kgにつき200円

※処理の可否については、環境センターホームページ
(<http://www.tikusei.or.jp/kankyo/>) から
「ごみ受入ガイド」をご参照ください。



- 受付時間**
- 午前8:30～11:45
 - 午後1:00～4:30

休日 土・日・祝日・年末年始
※毎月第1日曜日は、一般ごみの持込ができます。

お問い合わせ 〒308-0855 茨城県筑西市下川島658番地
TEL:0296-33-3755 FAX:0296-33-1577



結城市ごみ・資源物の分別ハンドブック

問合先 結城市環境衛生協議会事務局（結城市役所生活環境課）

TEL:0296-34-0370（平日8:30～17:15）

E-mail seikatukankyou@city.yuki.lg.jp

発行 結城市環境衛生協議会

発行年月 平成30年3月



結城市

保存版

ごみ・資源物の分別 ハンドブック



結城市環境衛生協議会

地球環境を次世代に引き継ぐために

私たちが享受している豊かな社会は、温室効果ガスの排出による地球温暖化や大規模な天然資源の採取による自然破壊といった問題に直面しています。

1997年に採択された「京都議定書」による温室効果ガス削減に向けた国際協調が、2015年の「パリ協定」の採択となり、日本も2016年に本協定を締結しました。

私たちは、毎日の暮らしの中で、少しずつ行動を変えることによって、温室効果ガスである二酸化炭素を減らすことができます。また、3Rの推進によりごみの減量化、資源物の再利用を推進することにより、あと約20年しか受け入れができないと推計される国内の最終処分場の延命化も図れます。電気をこまめに消したり、レジ袋を断ったり、物を買うときにごみになりにくいものを選んだりするなど、私たちの小さな行動の積み重ねが、地球環境を次世代に引き継ぐことにつながります。



◆国・県の基本方針

国では、平成24年度に対し、平成32年度の1人が1日に出す家庭系ごみの排出量を約12%減、再生利用率を6%増とする目標を掲げております。

茨城県では、平成28年3月に第4次茨城県廃棄物処理計画を策定し、1人が1日に出す家庭系ごみの排出量において、平成27年度の実績617gを平成32年度までに580gにするという目標を設定しました。

もくじ

- 地球環境を次世代に引き継ぐために……………P 1～2
- ごみの分け方・出し方……………P 3～5
 - ・可燃ごみで出せるもの ・不燃ごみで出せるもの ・粗大ごみで出せるもの
- 資源物の分け方・出し方……………P 6～12
 - ・缶類の日の出し方 ・紙類の日の出し方 ・ビン類の日の出し方
- その他の分別……………P 13～14
 - ・有害ごみ ・家電リサイクル ・小型家電リサイクル ・パソコンリサイクル ・水銀使用製品の回収

◆結城市の現状と今後の方針

結城市における1人が1日に出す家庭系ごみの排出量は、616g（平成28年度実績）となっております。

今後は、第4次茨城県廃棄物処理計画に基づき、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量を、平成32年度までに580gにすることを目標とし、ごみ減量化に積極的に取り組みましょう。

年度	結城市の 家庭ごみの量	一人1日当たりの ごみ排出量
28	11,851t	616g
平成32年度 茨城県目標値		580g

◆具体的な取り組み

3Rの推進

① リデュース [Reduce / ごみを少なくする（発生の抑制）]

3Rのうち1番すべきことはリデュースです。まずはごみを出さない工夫をしましょう。

- 簡易包装商品などの積極的購入
- 食品ロスの削減（作りすぎ、食べ残しなど）
- マイバッグの推進



② リユース [Reuse / くり返し使う]

- 中古ショップなどの活用
- おさがりなど（物のシェア）



③ リサイクル [Recycle / 資源として再生利用する]

- 資源物の分別徹底



ごみの分け方・出し方

1 ごみの出し方（共通事項）

- 排出日の朝8時までに決められたごみ集積所に出してください。
- ごみ袋は透明または半透明の袋に出してください。
米袋、ドッグフードの袋、肥料の袋、コンビニ弁当の茶色い袋、厚手の色付き袋などで出された物は回収できません。
- 回収できないごみには、「注意」シールを貼りますので、排出者は持ち帰り、適切な排出または処理をしてください。
- 引っ越しや大掃除に伴う多量のごみは、直接環境センターに搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。

※許可業者は、結城市のホームページでご確認ください。
<http://www.city.yuki.lg.jp/page/page000665.html>



ルールを守ろう!!



注 意

これらの物は収集できません!!
御迷惑は持ち帰ること!!

収集できない理由

●可燃・不燃・粗大・資源物の分別がされていません。
●結城市の指定する袋（透明、半透明）ではありません。
●（可燃・不燃・粗大・資源物）の目に出してください。
●集積所に出さないでください。直接、環境センターへ自己搬入するか、専門業者に依頼してください。
●環境センターで処理できないごみです。専門業者に依頼してください。（環境センター一時不許可）
●家電リサイクル法の対象機器（ブラウン管・液晶・プラズマ・テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機）は集積所に出せません。家電リサイクル法に準拠した処理をお願いします。パソコンも出せません。メーカーに処理をお願いします。
●スプレー缶は一旦空にしてから、（次をあげてください）その他
●かんきょうカレンダーを確認し正しく出してください。

問合せ先 結城市役所生活環境課 (TEL34-0370)

「注意」シール（見本）
※回収後や収集日以外に出されたごみには貼ってありません。

2 可燃ごみで出せるもの

◆皮革製品・繊維類

◆生ごみ

◆紙くず
(資源物で出せない紙類)

◆プラスチック類

◆草・木 など

◆その他

可燃ごみの出し方の注意点

- 生ごみの水切りを徹底してください。
生ごみは、可燃ごみの約60%、その内水分が80%とも言われています。生ごみをしっかり絞って出せば、約10%減量できる結果も出ています。

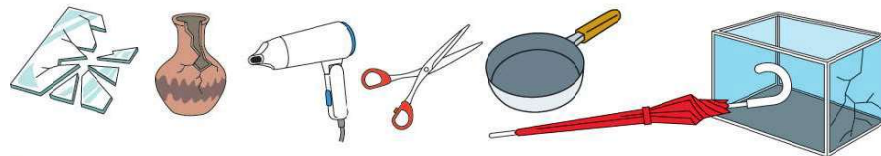
電動式生ごみ減量化器具を使用すれば、生ごみの約80%を減量でき、たい肥として有効活用もできます。

- 草やせん定枝などは、しっかり乾燥させてください。重量が削減でき、処理費が安くなります。
- せん定枝は太さ10cm以下、長さ50cm以下にし、片手で持てる程度に束ねてください。



3 不燃ごみで出せるもの

- ◆ガラス・陶器類
- ◆小型家電製品・金属類（最長の辺が30cm未満）など
※傘、水槽、フライパンは、大きさに関係なく不燃ごみに出せます。



- ◆危険物（●スプレー缶・カセットボンベ ●使い捨てライター など）

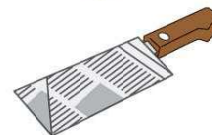


危険物は収集車の火災の原因になりますので、スプレー缶類は必ず使い切って、穴をあけ、使い捨てライターは必ず使い切って、他の不燃ごみとは分けて出してください。



不燃ごみの出し方の注意点

- 割れて細かくなったガラスや陶器類は、段ボール箱に入れ、ふたは閉めずに出すことができます。
- 包丁などの刃物は、刃先を新聞紙で包むなど、安全な状態で出してください。
- 使用済小型家電製品は回収窓口に出してください。（14ページ参照）



4 粗大ごみで出せるもの

◆大型家電製品・金属類

◆原動機付自転車・自転車

◆日用品

◆レジャー用品

◆小型家具など

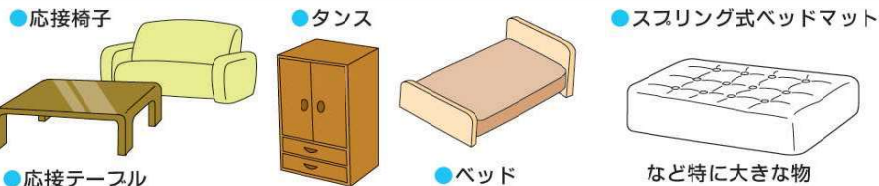
粗大ごみの出し方の注意点

- 電池・バッテリーを使用しているものは必ず取り外し、燃料・オイルなどの入っているものは必ず抜いてください。
- 多量の粗大ごみを一度に出すと、集積所によっては道路にはみ出し、通行の障害になる可能性がありますので、数回に分けて出すなどのご協力をお願いします。

5 収集困難物、処理困難物

収集困難物

- 収集困難物は、環境センターで処理できますが、収集車両の構造上、収集できないものです。これらのものは、直接環境センターに搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。



処理困難物

- 処理困難物は、環境センターでは処理できないため、収集しないものです。これらのものは、専門の処理施設に直接搬入または専門の業者に回収を依頼するなど、適切な処理をしてください。

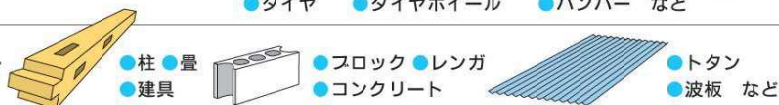
◆家電リサイクル法対象品 (●テレビ ●エアコン ●冷蔵・冷凍庫 ●洗濯機・衣類乾燥機) ……13ページ参照

◆パソコン…14ページ参照

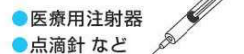
◆自動車及び自動車パーツなど



◆建築廃材



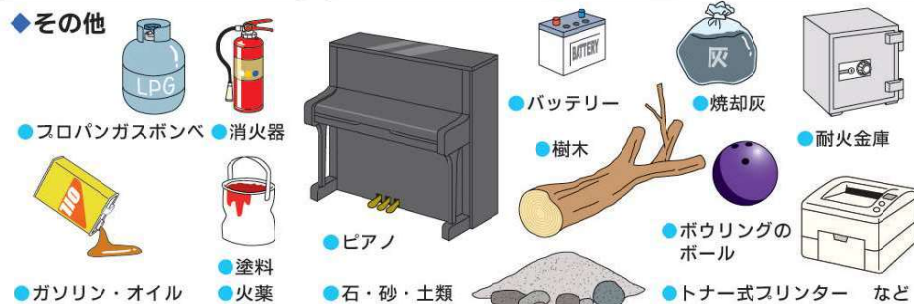
◆医療廃棄物



◆農業廃棄物



◆その他



資源物の分け方・出し方

1 資源物のリサイクル

!!リサイクルできるものは資源物に!!

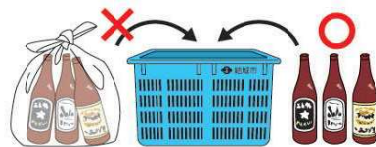


- 結城市では資源物を15品目に分別し収集をしています。15品目それぞれがリサイクルされ、新たな商品などに生まれ変わります。資源物の分別排出をしましょう。

品目	再生资源
缶類	アルミ缶 アルミ缶、自動車、アルミサッシ など
スチール缶 スチール缶、自動車、鉄筋 など	
ペットボトル シート、繊維、ペットボトル など	
白色トレイ 白色トレイ、その他のトレイ など	
その他プラスチック パレット、再生樹脂、日用雑貨 など	
紙類	古新聞 新聞紙、週刊誌、コピー用紙 など
古雑誌 段ボール、絵本 など	
段ボール 段ボール、その他紙類	
雑誌 段ボール、絵本 など	
衣類 ウエス など	
ビン類	一升ビン 一升ビン (洗浄し再利用)
ビールビン ビールビン (洗浄し再利用)	
茶色ビン ビン など	
透明ビン ビン など	
その他のビン 路床、路盤、土壌改良用骨材、ビン、ガラス短繊維 など	

2 資源物の出し方（共通事項）

- 収集日の午前8時までに決められた資源物集積所に、品目ごとに出してください。
- 缶類の日及びビン類の日に出せるものは、水ですすいでから出してください。
- 資源物は、集積所まで入れてきた袋から専用のかごに入れ、入れてきた袋などは持ち帰ってください。
- 資源物集積所とごみ集積所は、場所が異なる場合がありますので、必ず確認して出してください。



※紙類の日の「衣類」は、透明な袋に入れたまま出してください。

3 缶類の日の出し方

アルミ缶

◆ビール、ジュース、缶詰などの飲食用アルミ缶

- ・缶詰の蓋は不燃ごみです。
- ・アルミ缶でリサイクルマークのない缶は不燃ごみです。
- ・ボトル型アルミ缶のキャップは、つけたまま出してください。



スチール缶

◆ジュース、缶詰、菓子缶などの飲食用スチール缶

- ・機械用オイルやペンキが入っていた缶は不燃ごみです。
- ・スチール缶でリサイクルマークのない缶は不燃ごみです。



ペットボトル

◆飲料、しょう油、しょう油加工品、みりん風調味料、食酢、ドレッシングタイプ調味料(ノンオイルに限る)調味酢などのペットボトル



- ・料理用油、洗剤容器などのペットボトルは、使い切ってから可燃ごみです。
- ・ペットボトルでリサイクルマークのないものは可燃ごみです。
- ・キャップとラベルは、必ず取ってください。調味料などのペットボトルでキャップが取りにくいものは、無理に取る必要はありません。

白色トレイ

◆生鮮食料品などに使用されていた、発泡された白色のトレイ

- ・「手で簡単に割れる」「楊枝が刺さる」などの白色トレイです。
- ・納豆の容器は、汚れが落ちにくい可燃ごみです。
- ・梱包用発泡スチロール容器などは可燃ごみです。



その他のプラスチック（下記3種類のみ）

◆色や柄のついた発泡されたトレイ

- ・「手で簡単に割れる」「楊枝が刺さる」色や柄のついたトレイです。
- ・コンビニ弁当・惣菜・お寿司用トレイなどは可燃ごみです。



◆プラスチック製のカップラーメンの容器

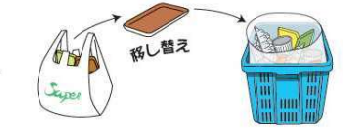
- ・紙製の容器は可燃ごみです。



◆プラスチック製の卵パック

- ・紙製の容器は可燃ごみです。

注意 白色トレイとその他プラスチックは、資源物集積所に用意してある回収用ビニール袋に、それぞれ移し替えてください。



4 紙類の日の出し方

- 紙類は、散乱しないようにひもで縛ってください。また、片手で持てる程度の重さにしてください。



古新聞

◆新聞、新聞折り込みチラシ



- ・汚れた新聞（油やオイルを拭いた新聞など）は可燃ごみです。



古雑誌

- ◆書籍、雑誌、週刊誌、漫画本、カタログ、教科書、ノートなど
- ・雑誌の付録は取り外してください。

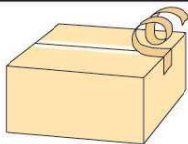


4 紙類の日の出し方 (つづき)

段ボール

◆梱包用段ボール

※宅配便の伝票やガムテープなどの粘着性のものはできるだけ取り外してください。



雑がみ

◆コピー用紙、包装紙、紙袋、紙箱（お菓子やおもちゃの箱など） メモ用紙、トイレトペーパーやラップの芯、紙パックなど

- ・紙パックは、500ml以上の内側が白いもので、洗って切り開き、他の雑がみと混ぜず、紙パックのみでまとめてください。
 - ・紙パック以外の雑がみは、紙袋を使用すると簡単にまとめられます。
- ※ファイル、バインダー、カレンダーなどの金具や窓付き封筒、ティッシュボックスのフィルムは取り除いてください。



雑がみの例

①投込チラシ



②包装紙



③紙袋



④封筒



⑤はがき



⑥ダイレクトメール



⑦学校配付のプリント



⑧使用済みのコピー用紙



⑨メモ用紙・紙製ファイル



⑩ティッシュ・お菓子・おもちゃなどの紙箱



⑪カレンダー



⑫トイレトペーパーの芯



リサイクルできない紙類【禁忌品(きんきひん)】

雑がみに混ぜるとリサイクルの妨げになるため、可燃ごみに出してください。

リサイクルできない紙類の例

①昇華転写紙（アイロンプリント紙） 詰物（緩衝材）



（使用済み昇華転写紙）

②感熱性発泡紙（立体コピー紙）



（点字印刷物：絵柄）

（点字印刷物：地図）

③臭いのついた紙・芳香紙



（香水試供品付の雑誌）

（洗剤箱）

④汚れた紙



（食品残渣が付着した紙）

（使用済みペーパータオル）

⑤粘着物



（シール）

⑥圧着はがき



（親展はがき）

⑦カーボン紙 ノーカーボン紙



（複写伝票）

⑧感熱紙



（レシート）

⑨印画紙



（写真）

⑩アルミ箔の紙



（カップ麺のフタ）

⑪防水加工された紙



（紙コップ・紙皿）

⑫新聞折込チラシ などに 付随した試供品



（シャンプー・香水など）

⑬紙以外の異物

（雑誌の付録CD・DVD、プラスチックファイルなど）



4 紙類の日の出し方 (つづき)

衣類

◆衣類全般 (下着含む)



◆ネクタイ・スカーフ



◆タオル・ハンカチ



◆毛布・タオルケット・シーツ



※ジッパーやボタンなどは取らないでください。

※必ず透明な袋に入れ、水が入らないようにしっかり口を閉じて出してください。

◆カーテン



◆帽子



◆着物・帯

◆靴下・ストッキング など

衣類で出せない物

◆濡れているもの ◆汚れているもの ◆カビが生えているもの ◆臭いがするものなど

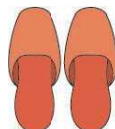
(例)



●便座カバー



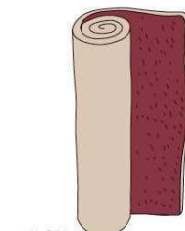
●ぬいぐるみ



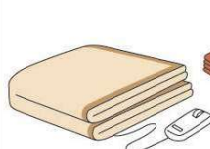
●スリッパ



●玄関マット



●絨毯・カーペット



●電気毛布



●こたつ下敷



●布団類



●まくら



●クッション

●裁断くず、ペット用衣類 など

5 ビン類の日の出し方

●水ですすぎ、キャップはできるだけ取ってください。

●飲食用のビンに限りです。



一升ビン【酒ビンに限る】

◆欠けたり割れていないもの

- ・欠けている酒ビンや酒ビン以外の一升ビンは、「茶色」、「透明」、「他の色のビン」に分けてください。
- ・割れている酒ビンは、不燃ごみです。



ビールビン

◆欠けたり割れていないもの

- ・欠けているビールビンは、「茶色ビン」です。
- ・割れているビールビンは、不燃ごみです。



茶色ビン

◆飲食用ビンで茶色のビン

- ・栄養ドリンクのビンなどです。



透明ビン

◆「無色透明」のビン

- ・色がついているビンは、「他の色のビン」です。



他の色のビン

◆上記以外の飲食用のビン



出せないビン

◆飲食用でも汚れが取れないビン

- ・食用油、ごま油、ドレッシング、焼肉のたれ、ラー油などの油が使われたビン

◆飲食用以外のビン

- ・化粧品のビン、哺乳ビンなどは不燃ごみです。
- ・農薬のビンは、販売店または専門の業者に相談してください。

◆その他

- ・ガラスコップなどのガラス食器類、耐熱ガラス製品、せとものなどの陶磁器は、不燃ごみです。



その他の分別

1 有害ごみ

- 有害ごみの排出日は月1回です。かんきょうカレンダーで確認してください。

蛍光灯

◆直管、曲管、球管の蛍光灯



※割れてしまった蛍光灯、白熱電球、LED電球は不燃ごみです。



乾電池

◆アルカリ乾電池、リチウム乾電池、マンガン乾電池など（ボタン型、コイン型電池を含む）

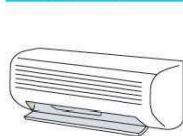
※充電式電池は、できるだけリサイクル協力店に出してください。
協力店は、「一般社団法人JBRC」のホームページから検索してください。



→ <https://www.jbrc.com/>

2 家電リサイクル

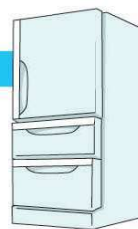
対象商品



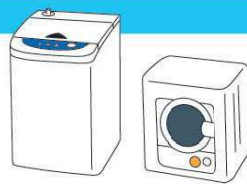
◆エアコン



◆テレビ



◆冷蔵・冷凍庫



◆洗濯機・衣類乾燥機

（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式など）

処分方法

- ①買い替えの場合 ●新しい商品を購入した販売店に引き取りを依頼してください。

②買い替えでない場合

- 処分したい対象商品を購入した販売店に引き取りを依頼してください。
- 販売店が不明、閉店などの場合には、市内の「家電リサイクル引き取り協力店」に依頼してください（協力店はかんきょうカレンダーや市ホームページで確認してください）。

<http://www.city.yuki.lg.jp/page/page000691.html>



3 小型家電リサイクル

対象商品



◆携帯電話



◆ビデオカメラ



◆デジタルカメラ



◆携帯型ゲーム機



◆CD・MDスレーヤー



◆携帯音楽スレーヤー



◆ICレコーダー



◆電子辞書



◆ETC車載ユニット



◆VICSユニット



◆カーナビ



◆ACアダプスタ

回収場所

- 次の6施設で回収をしています。

- ①結城市役所（生活環境課窓口） ②市民情報センター ③結城市民文化センターアクロス
- ④かなくぼ総合体育館 ⑤山川文化会館 ⑥江川出張所

注意事項

- 一般家庭で使用していたものに限りです。
- 記録媒体（SDカードなど）は必ず取り外してください。
- お預かりした後の返却はできません。
- 携帯電話やICレコーダーなどの情報機器は、情報を消去してから出してください。
- 電池は取り外してください。電池を容易に取り外せない場合は、付けたまま出してください。
- 回収対象品目以外はお受けできません。

4 パソコンリサイクル

- ご家庭で使用していたパソコンを廃棄する場合、お使いのパソコンメーカーにお問い合わせください。
- 自作のパソコンやメーカーが不明な場合などは下記までお問い合わせください。



一般社団法人 パソコン3R推進協会 ☎03-5282-7685

5 水銀使用製品の回収

- 右の水銀使用製品は、蛍光灯の数百倍から数千倍の水銀が使用されており、破損した場合には環境に与える影響が大きいため、結城市役所生活環境課で回収しています。

◆体温計



◆温度計

◆血圧計

